

議員発議

議案の多くは市長から提出され上程されますが、一定の要件を満たした上で議員から提出し上程される議案もあり、議員が提出することを発議(ほつぎ)といいます。

今議会では1件の意見書と1件の決議について発議があり、いずれも全会一致で可決しました。

意見書については、地方自治法の規定のもと、今回は岐阜県知事および関係部長に提出しました。

産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

平成30年10月3日付けで株式会社アルト(富山市)より、高山市荘川町六厩字シシ山813番地1他2筆に「六厩クリーンセンター・産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)」を設置するため、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の規定により、開発構想届が高山市に提出された。

計画では、埋立廃棄物の種類は、污泥、廃プラスチック類、ばいじんなど政令第2条第13号廃棄物で18品目におよび、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等も含まれている。また、最終処分場の開発面積は617,000㎡と広大で、埋立面積110,000㎡、埋立容量2,460,600㎡と膨大な処理能力を備え、処理方式は準好気性埋立(サンドイッチ・セル併用埋立方式)とされている。

計画地は、庄川水系の1級河川である六厩川に隣接し、集落や別荘地に非常に近い位置にあるため、水質汚染をはじめ耕作地の土壌汚染、アスベストやダイオキシン等による大気汚染、人体及び周辺地域に生息する生物への影響、運搬車両の増加に伴う市民生活への影響など多くの弊害に対する住民の不安は大きく、地元町内会はもとより荘川町連合町内会、庄川漁業協同組合、地元企業の方々から多くの署名が集まり、本年12月10日に設置反対を求める陳情が高山市及び高山市議会に提出されたところである。

計画地周辺は、多くの人々が訪れる豊かな自然溢れる地域であり、川の水も極めて透明度が高く、生息する岩魚や鮎は定評のある特産品として、この地域で栽培される高冷地野菜とともに飛騨高山ブランドの一役を担っていることから、観光や産業にとっても大きな痛手となることは明らかである。また、計画地は富山湾に注ぐ庄川の源流であるため、砺波平野一帯の農業用水の水質汚染まで懸念され、非常に広範囲にわたり環境や産業、人体に与える影響が危惧される。

加えて、計画地は国内有数の極寒地であり、審査にあたっては立地に適合する高度な技術水準が求められるが、そうした対応がどこまで執られるのか極めて疑問である。

よって、このような地で施設を設置することに断固反対するものであり、許認可権者である岐阜県におかれては、こうした状況を勘案し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日
高山市議会

職員の綱紀粛正と内部統制の強化を求める決議

高山市議会は、これまで市職員による不祥事や不適切な事務執行を受け、平成24年に「公務員倫理の確立を求める決議」を、平成28年には「市民との信頼関係の構築を求める決議」を議決し、市長に対して再発防止と市民の信頼回復を強く求めてきたところである。

それにもかかわらず、今回、職員が市民の遺留金の一部を着服し、業務上横領容疑で逮捕されるといった重大な事案が発生したことは、市及び市職員の信用と信頼を著しく失墜させるものであり、甚だ遺憾である。

すべての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応え得る高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、ごくわずかな者の身勝手な行いが、市政に対する信頼とともに、真面目に職務に精励する多くの職員に対する信頼をも著しく失墜させることを肝に銘じなければならない。

こうした事案が再三発生するということは、公務員としての責任と自覚が著しく欠如していることに留まらず、その根底に組織としての内部統制のあり方に問題があると言わざるを得ない。

よって、市長におかれては、市の最高責任者であることを厳粛に受け止め、自らが主体となり、改めて職員の綱紀粛正の徹底と、組織を挙げての内部統制の強化に全力で取り組むよう、強く求める。

以上、決議する。

平成30年12月21日
高山市議会

